

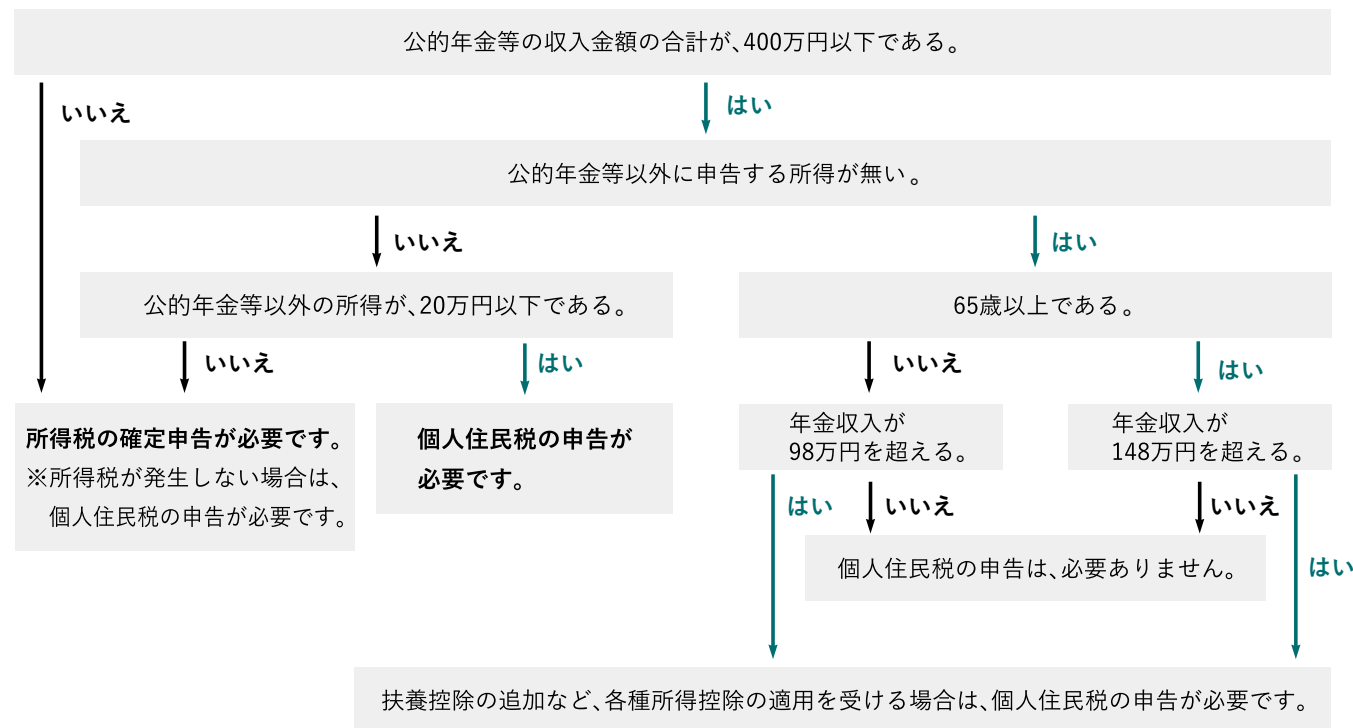
公的年金を受給されているみなさんへ

所得税の確定申告が不要になる場合があります

問総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:藤原優子 ☎43-0396

公的年金等の収入金額が400万円以下で、ほかの所得も20万円以下である方は、所得税の確定申告は、不要です。ただし、次のような注意点があります。

- ①医療費控除などで、所得税の還付を希望される場合は、確定申告をする必要があります。
 - ②公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても、個人住民税の申告が必要です。
※公的年金等の所得と公的年金等以外の所得の合計額が28万円以下の場合を除きます。
 - ③源泉徴収票に含まれていない各種所得控除(※)の適用を受けるには、確定申告の期間(2月17日(月)から3月16日(月)まで)に、個人住民税の申告が必要です。
※各種所得控除…配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除など
- 個人住民税の申告をしなければ、所得控除が適用されず、個人住民税の税額が増えることがあります。次のフローチャートを参考に申告してください。



・ 社税務署から確定申告に関するお知らせ ・

税務署で申告書の作成、相談を希望される方を対象に申告書作成会場を開設します。

日時 2月17日(月)～3月16日(月) ※土曜日、日曜日、祝日を除く、平日のみ
9時～16時 ※混雑状況に応じて、相談受付を早めに終了する場合があります。

場所 社税務署(加東市社51-3)

※2月14日(金)以前は、開設していません。

※開設当初と申告期間の終了間際は、混雑が予想されます。

※混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書、青色申告決算書は、あらかじめ作成のうえ、ご持参ください。

問社税務署 ☎42-0223

1月10日(金)から2月14日(金)まで

無収入の方の令和2年度個人住民税の申告を受け付けます

問総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:藤原優子 ☎43-0396

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の所得について、次の「**申告が必要な方**」に該当する方に限り、個人住民税の申告を受け付けます。該当する方は、この期間内に申告してください。

※2月に開設する「所得税・個人住民税の申告相談会場」でも申告いただけますが、混雑が予想されます。

受付期間 1月10日(金)～2月14日(金)の8時30分から17時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く、平日のみ

受付場所 市役所 1階 税務課窓口『申告コーナー』

申告が必要な方

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方、および令和2年度所得課税証明書が必要な方のうち、次のA、Bのいずれかに該当する方

A収入がなかった方 B収入が遺族年金、雇用保険による失業等給付などの非課税所得のみの方

※A、Bともに平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の収入が対象になります。

必要書類

- ①マイナンバーが確認できる書類…マイナンバーカードなど
- ②本人であることが確認できる書類…運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど
※マイナンバーカード1枚で、①と②の両方を満たします。
※代理人が申告する場合は、申告者本人の①と②の両方の写しが必要です。
- ③申告者の印鑑(スタンプ印不可)
※代理人が申告する場合は、代理人の印鑑(スタンプ印不可)も必要です。

- ご注意ください -

非課税所得を除き、**収入がある方の申告は、受け付けできません。**

※収入がある方の「所得税・個人住民税の申告相談」については、広報かとう2月号でお知らせします。

令和元年分公的年金等の源泉徴収票について

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に、厚生年金保険や国民年金等のうち、老齢、または退職によって支給される年金を受け取られた方には、支払われた年金の金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和元年分公的年金等の源泉徴収票』が、1月下旬に日本年金機構から届きます。

『公的年金等の源泉徴収票』は、確定申告や住民税の申告時に必要です。

問ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※番号が050から始まる電話でかける場合は、

☎03-6700-1165

償却資産の申告について

償却資産とは、工場、店舗、アパートなどを経営している法人や個人が、その事業の経費に算入することができる機械、器具、備品、設備などをいいます。

償却資産を所有している方は、令和元年12月にお送りした償却資産申告書を1月31日(金)までにご提出ください。

※お手元に申告書がない場合は、税務課にお問い合わせください。

※「eLTAX」による申告もご利用いただけます。

eLTAX <https://www.eltax.lta.go.jp>

問総務財政部税務課(庁舎1階)

担当:藤原由佳 ☎43-0395

